

再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画

策定検討委員会 第7回 会議

日 時 平成27年3月16日(月)

14:00～16:00

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○【事務局】 失礼いたします。委員には、本日急遽御欠席という御連絡を頂戴しております。委員には、間もなくおいでかと思えますけれども、定刻でございますので、ただいまから再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画策定検討委員会の第7回の会議を開催させていただきます。

早速、本日の議事のほうに入らせていただきます。

委員長、進行をよろしく願いいたします。

○【委員長】 本日は、最後の委員会となりましたけれども、前回の委員会に引き続きまして、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画の検討報告書について、御議論、意見交換を行いたいと思います。

前回は、委員の皆様からそれぞれ御意見をいただきまして、検討報告書(案)という形でまとめさせていただきましたわけですが、今回はそのパブリックコメントを踏まえて、これを当委員会としての最終的な報告書という形で決定したいと考えております。

それでは、最初に、事務局から資料1によりまして、パブリックコメントへの対応なども踏まえながら御説明をお願いいたします。その後、委員の皆様から自由に御意見、御質問を受けたいと思います。

それでは、事務局のほうで御説明をよろしく願いいたします。

○【事務局】 説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

私のほうからは、検討報告書の再生可能エネルギーの関係の最終案について御説明いたします。本日は、前回の委員会での意見やパブリックコメント、市町村からの意見によりまして、検討報告書案が変更となった部分を中心に御説明をいたします。

資料1ですけれども、概要と本文をつけておりますが、本日は資料1-1の本文で御説明をいたします。

まず、資料1-1の3ページをごらんください。前回の委員会で御指摘のありました再エネと省エネを結びつける部分について、計画策定に当たってとして、新たな項目を設け

記載されております。ここでは、再エネと省エネの共通の経過等をまとめて記載されております。石油ショックや地球温暖化対策として、再エネや省エネの導入が進められてきたこと。しかしながら、平成23年度に東日本大震災が発生し、それ以降、再エネや省エネに対する期待が非常に高まってきたこと。エネルギー政策はそもそも国が担っており、県としては、それを踏まえてやっていくということが基本となっていることについて記載されております。

次に、6ページをごらんください。導入推進に当たっての視点というのが、6ページの上から4行目のところにありますけれども、導入量を増加させるだけでなく地域活性化につなげる視点というふうに変更になっております。

また、その下の、目指すべき姿ですけれども、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげることとされたところでございます。

次に、7ページをごらんください。この計画では再生可能エネルギーの導入促進につきましては、島根の地域特性を生かして地域振興、産業振興や安全安心な暮らしに資する目的のもととありますように、単に再生可能エネルギーの導入量の拡大だけを目的とはされておられません。国は導入量の拡大を主な目的とされておりますけれども、県のほうは少し異なっているということでございます。

次に、(1)ですが、目的のうち島根の地域特性を生かしてという部分が、ここでは島根の地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進というふうに整理をされ、1)小水力、2)木質バイオマス発電、3)陸上風力発電の3つの種別に分けて記載されております。具体的な取り組みにつきましては後ほど予算の資料で御説明をいたします。

次に、9ページをごらんください。(2)ですが、目的のうち地域振興、産業振興や安全安心な暮らしに係る部分がこの項目に記載されています。ここでは太陽光発電と熱利用に分けてありますが、具体的な取り組みは後ほど御説明いたします。

次に、13ページをごらんください。(3)の行政の率直的な取り組みについて記載されております。

次、14ページのほうでは、(4)普及啓発について記載されております。

続きまして、15ページをごらんください。この計画の目標についてでございます。目標の2段落目をごらんください。この計画の目的である島根の地域特性を生かして地域振興、産業振興や安全安心な暮らしに資する観点から、単に再生可能エネルギーの導入量の増加のみを目的としてはいないことに留意する必要があると記載されております。

次に、目標値です。前回の委員会での御意見を受けまして、パブリックコメントを実施するに当たって目標値が設定されました。その際の前提条件につきましては、10キロワット以上のメガソーラーについては固定価格が大幅に引き下げられ、キロワットアワー当たり29円以下になることを想定しまして、平成27年度以降もその価格が継続するというふうな前提で算出をされています。それ以外のものにつきましては、平成26年度の固定価格が平成27年度以降も継続することを前提に算出されています。

固定価格につきましては、国の調達価格等算定委員会において審議されておりましたが、平成27年度の調達価格及び調達期間に関する意見というものが、去る2月24日に決定されました。その内容を見ますと、10キロ以上のメガソーラーについては、想定されていたとおり、固定価格が大幅に引き下げられまして、6月まではキロワットアワー当たり29円、7月以降は27円となります。また、10キロ未満の太陽光発電につきましては、想定されたものとは異なり、出力対応機器の設置がある場合でも2円引き下げられまして、キロワットアワー当たり35円となります。それ以外のものにつきましては、想定されたとおり、平成26年度の固定価格から変更はございません。10キロワット未満の太陽光発電の固定価格の低下につきましては、パネルの値段の引き下げに伴うものであるため、引き続き採算性は確保される見込みです。この結果、10キロワット未満の太陽光発電の目標値は、パブリックコメント時と同じというふうになっております。それ以外のものにつきましては、想定されたとおりの条件でしたので、固定価格の決定に伴う目標値の変更はございません。

次に、16ページをごらんいただきますと、この導入目標をもとに固定価格買い取り制度で想定されている電源種別ごとの稼働率で推計をしますと、表のとおり、5年後の再生可能エネルギーによる発電量は、平成26年度末見込みの約1.5倍に、また平成25年度の県内の消費電力量に対する割合は、平成26年度末の見込みが20.6%ですが、5年後には29.3%というふうに大幅に増加する見込みとなっております。

国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて発電電力量に占める割合を2020年に13.5%、2030年に約2割をさらに上回る水準の導入を目指すこととされておりまして、平成27年3月現在、今のところそれを具体的に定めるエネルギーミックスについて、今まさに検討がなされているところでございます。国の目標とは前提条件が異なるために単純な比較はできませんが、今回の報告書案で掲げられた再生可能エネルギーの導入目標は、現在のところ国のエネルギー基本計画とも整合が図られているもの

と考えられます。今後とも国の動向を注視していく必要があります。

次に、その目標値の設定の考え方につきまして、次の17ページをごらんください。10キロワット未満の太陽光発電は、固定価格が下がっても引き続き採算性が見込まれることから、これまでの平均的な増加量であります毎年6,000キロワット程度の増加を見込むということで、5年間で約3万キロワット程度の増加を目標とされています。

次に、10キロワット以上の太陽光発電ですが、大規模な太陽光発電を行う適地が少なくなってきたほか、平成27年7月以降の固定価格がキロワットアワー当たり27円となるなどから、新たに事業化を見込むことはほとんど困難ではないかというふうに考えられます。このため、現在計画中である、平成27年度以降に稼働することが予定されている約9万5,000キロワット程度の増加を目標とされているところです。

次に、陸上風力発電ですが、平成29年ころに発電開始予定の浜田市の4万8,430キロワットの風力発電所のほか、大田市や吉賀町等で計画されている4カ所、6万7,450キロワットの発電所が計画期間中に稼働することを見込みまして、約11万5,000キロワット程度の増加を目標とされています。

次に、小水力発電ですが、これは1,000キロワット以下に限らせていただきました。平成24年度に県内の農業用水路等を対象に県が行った調査では、採算性が見込まれる水力発電所は1カ所、158キロワットのみでございます。また、26年度に県の維持放流を行っているダム等を対象に調査をした結果でございますが、採算性が見込まれる水力発電所としましては、浜田第2ダムの1カ所、360キロワットのみでございます。このことから、この2カ所、518キロワットの増加が目標とされています。

木質バイオマス発電につきましては、燃料となる林地残材の量の制限があるために、27年度に稼働する2カ所以外の設置というのはなかなか困難かというふうに考えられますが、2カ所におきまして1万8,950キロワットの増加が目標とされています。

熱利用につきましては、導入が現実的な戸建て住宅の太陽熱ソーラーシステムについて目標を設定されています。県の支援制度により助成した件数を5年間で500件程度とすることが目標とされています。

次に、19ページですが、計画の推進についてですが、前回の委員会におきまして御意見いただきましたが、市町村や事業者、県民の役割についてそれぞれ記載されています。そして、県の責務につきましては、県内の再生可能エネルギーの導入状況を定期的に把握し、その導入効果について可能な範囲で検証し、公表することとされています。また、市

町村の役割につきましては、それぞれの地域の実情に応じ、県と連携し、再生可能エネルギーの導入促進に努めるとされています。

次に、パブリックコメントの実施状況について御報告をいたします。資料2をごらんください。前回の委員会での議論を踏まえまして訂正しました検討報告書案によりまして、先月、2月5日から3月6日までパブリックコメント、意見募集を実施いたしました。実施期間中には39件の意見が寄せられました。寄せられた意見への対応につきましては、資料2をごらんいただきたいと思います。パブコメによりまして変更した点につきましては、先ほど検討報告書案の中で御説明したとおりでございます。

続きまして、予算について御説明をいたします。

資料は3-1をごらんください。これまで、再生可能エネルギーの予算は地域振興部の予算だけをまとめておりましたが、平成27年度におきましては、検討報告書案を踏まえまして、地域振興部以外の事業についても計画に関連する事業としてまとめたところです。総額は7億7,000万円余と対前年比の2倍、3億8,000万円余の増額となっております。施策体系は検討報告書案に沿って区分をしております。

主な事業について順番に御説明をいたしますが、表の左側の施策体系のところをごらんいただきたいと思います。

まず、小水力発電です。報告書案では既存の水路を活用した小水力発電の導入促進やマイクロ水力発電の普及を行うこととなっております。1番をごらんください。奥出雲町の上阿井の小水力発電に対して補助を行うものであります。2番ですが、中山間地域研究センターでマイクロ水力発電の実用化の調査研究を行うこととしております。

次に、3番は、木質バイオマス発電ですが、報告書案では2カ所の発電所に対して燃料の安定供給体制を整備することとされております。詳細な資料は2ページと3ページですので、ちょっと資料のほうをめぐっていただきますと、この事業によりまして、県内くまなく林地残材、未利用材等を集めることができる仕組みを構築しようとするものでございます。3ページの図をごらんいただきますと、真ん中が27年当初としていますが、27年には2カ所のバイオマス発電が稼働することによりまして、これまで3.5万トン活用しておりました林地残材につきましては、15.5万トンの活用へと12万トン多く林地残材を集める必要が出てまいります。15.5万トンという数字は県内の未利用材の約8割に当たるという膨大な量でございます。これだけの膨大な量を集める際の課題としましては、山奥まで林地残材を集めに入る必要があるということで、運送コストの増というこ

と、それからバイオマス発電所へチップを納入する際におきまして、木材を乾燥させる必要があるわけですが、その木材を乾燥させる場所の不足というふうなことがございます。このため、県内全域に中間土場を整備、設置しまして、輸送コストの低減と乾燥場所を確保しようとするものでございます。この体制が安定的に構築できれば、新たに100名の雇用が発生するという見込みとなっております。

次に、太陽光発電です。報告書案では、自治会や県民の太陽光発電への取り組みを支援することとなっております。4番の事業で再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業を掲げておりますが、詳細な資料は4ページをごらんください。これは、太陽光発電による収益を祭りなどの活動に充てていただきまして、地域活動を盛んにしていただくというものでございます。太陽光発電の設置費用に150万程度の補助を行いまして、初期経費を支援するものでありまして、年間で20団体程度を予定しております。

次に、熱利用の関係ですが、報告書案では、熱利用については当面モデル的に導入を図り、その効果を確認することとなっております。資料の1ページでは、6番、8番、11番の事業でございますが、詳細な資料を5ページにつけておりますので、5ページのほうをごらんください。熱利用普及モデルの関係で、2の(1)の①太陽光ソーラーシステムについては、お湯を多く使う医療・福祉施設への導入に対しまして、国の補助を前提に補助残の2分の1を補助しようとするものでございます。2の(1)の②は、地熱・地中熱ですが、非常に初期経費が高額でございますので、公共施設にモデル的に導入しようとするもので、これも国の補助を前提に補助残の2分の1を補助する考えでございます。③のエネファームにつきましても、モデル的に導入しようとするもので、国の補助を前提に定額50万円以内で補助するもので、年間20件程度を導入しようという考えでございます。

次に、住宅に太陽熱ソーラーシステムを導入していただくための支援も予定しておりますが、資料3-1の1ページに戻っていただきまして、6番の事業になります。モデル的に設置費用の2分の1、30万円を限度に市町村を通じて支援するものです。住宅の太陽熱につきましても、これまで市町村の補助額の3分の1を補助する制度でしたが、モデル的に実施するため補助率を上げております。

また、9番をごらんください。森林整備加速化林業再生基金事業です。平成27年度は、県内2カ所でバイオマスボイラーを導入するための経費を支援することとしております。

それから、10番をごらんください。木質バイオマス熱については、中山間地域研究センターにおいて農業ハウスでの加温等の利用可能生について調査研究を行うこととしてお

ります。これは、主に隠岐地域で実施したいというふうに考えております。

次に、行政の率先的な取り組みですが、12番は、前回の委員会で御報告しました企業局が実施する県内3カ所の太陽光発電に係る経費です。起債などを財源としておりますので、括弧書きで合計額には入れておりません。13番、14番は、再生可能エネルギーによる発電を長期に安定して行うため、水力発電所をリニューアルするものです。15番は、県内での小水力発電について企業局で箇所を絞って可能性を調査するものです。16番についてですが、国の基金を活用しまして、避難所等に太陽光発電と蓄電池をセットで導入するものでございます。

次に、普及啓発ですが、17番をごらんください。いわゆる再エネ教室の拡充のほか、木質バイオマスだけに限ってございましたアドバイザーの派遣を小水力などにも広げていくこととしております。18番につきましては、企業局で引き続き江津市の再エネツアー等を実施することとしております。

次に、計画の推進、19番ですが、検討報告書案では市町村や民間事業者の取り組みを支援することとなっております。市町村や民間事業者が取り組まれる再生可能エネルギーの導入の取り組みに対して、計画策定や事業化の検討に対して支援することとしております。

資料3-1の一覧表は主な事業のみを掲げておりますが、再生可能エネルギー関係の事業については検討報告書案を踏まえまして、充実した予算になっているものと考えております。

なお、この予算の財源につきましては、企業局の固定価格買い取り制度による利益が、今後20年間で約100億円というふうなことを見込んでおりますので、この利益の一部を充当しております。

平成27年度の予算について御説明をしたわけですが、平成28年度以降の予算につきましても、このたび県議会で成立しました再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例、本日の参考資料として添付しておりますが、この条例やこの計画を踏まえまして、再生可能エネルギーの導入に最大限努めてまいりたいと考えております。

なお、国の予算につきましては、資料3-2、3-3としてつけておりますのでまたごらんください。

次に、再生可能エネルギーの導入可能性調査について、資料4をごらんいただきたいと思います。第4回の委員会におきまして、中間報告をさせていただきましたが、その際の

御意見や固定価格買い取り制度の動向を踏まえ、再検討したものでございます。

資料4の2ページをごらんください。まず、参考とすべき数値ですが、第4回の委員会では、採算性を考慮した数値を参考にすべきというふうな御指摘をいただきました。そこで、いわゆる導入ポテンシャルではなく経済性を加味した導入可能性という言葉を使いまして、採算性を考慮した数値を参考とすべき数値として上げております。出力10キロワット未満のいわゆる住宅用の太陽光発電につきましては、固定価格が35円に引き下げられましても、一般的な日当たりの状況、稼働率12%ですと十分に採算性が確保されるということがございまして、約32万1,000戸の建物で合計81万3,000キロワットの導入が可能という結果となっております。

しかし、第4回の委員会では、採算性があるからといって全ての建物で太陽光発電が導入できるわけではなく、建物が老朽化している場合など設置できる可能性は少ないのではないかというふうな御意見をいただきました。この御意見について検討しました結果、県内の約5割の家屋は耐震性が十分ではないこと、県内の家屋のうち約15%が空き家であること、それから平均的な太陽光発電を設置するのに約150万円程度必要であること、高齢化によって投資意欲が減退していることなど、採算性があるからといって全ての家屋で太陽光発電が設置されることはないものと考えたところです。この要因を数値によってあらわすことは難しいわけですが、目標を設定するに当たっては、これまでの実績をもとに毎年約1,000戸の家、毎年6,000キロワット程度がふえるのではないかとということで目標を設定したところでございます。

次に、10キロワット以上の太陽光発電、いわゆるメガソーラー等につきまして、固定価格はキロワットアワー当たり27円というふうに大幅に引き下げられることとなりました。その場合の導入量は5万7,000キロワットとなりまして、平成26年度末の見込みを下回る数値でございまして、今後県内ではメガソーラー等が事業化されることは、新たな事業化は難しいのではないかとことを考えております。したがって、目標値は現在計画中のものが稼働するものとしまして設定をしたところでございます。

次に、陸上風力発電ですが、固定価格は22円が変わらないこととなっておりますので、それをもとに採算性を検討した結果、94万5,000キロワットと大きな導入量が見込まれる結果となりました。しかしながら、陸上風力発電は地元調整、景観や環境への配慮を十分に行う必要がありますので、目標を設定するに当たっては現在計画中のものについて設定をされたところです。

次に、太陽熱ですが、2分の1の補助を行った場合、2万7,000戸の建物で導入が可能であり、今後の普及に大きな可能性があるという結果となりました。目標値は500件分を掲げておりますが、太陽熱の効果が宣伝され、機器の価格の低下が進むことで補助なし、あるいは少額の補助でも普及が進むものと考えております。

次に、地中熱ですが、2分の1の補助を行えば採算性が確保される場合がありますが、その場合においても補助額が1件当たり数千万円にも及びますので、現実的ではないということで導入可能量はゼロとしております。当面は検討報告書案にありますように、主に公共施設にモデル的に設置することとされており、目標値は設定されておられません。

以上、検討報告書のうち、再生可能エネルギーに関する部分について御説明をいたしました。

○【事務局】 続きます、省エネルギーについて御説明をいたします。

私のほうからは、検討報告書案の20ページからと、それから資料5をもとに御説明をさせていただきます。

第2章の省エネルギー、20ページからですけれども、これは検討報告書の中では家庭、事業所に求められる具体的な省エネルギー行動というものをできるだけわかりやすく記載をしております。省エネルギー行動のそうした見える化を通じまして、普及啓発の実効性を高めようと考えに立っての省エネルギーの取り組みを推進していくものでございます。

まず、23ページに家庭向けについての省エネルギーの推進を記載されていますが、各家庭のライフスタイルに合わせた楽しみながらできる省エネ、足し算の省エネという新たな発想での省エネの推進、そして23ページの中ほどに、家庭向けの省エネ診断の実施につなげていきまして、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を提案していくことを記載をしております。

24ページには、家庭にある家電等に対して、どのように取り扱って行動すれば生活の快適性が向上してどれだけの節約ができて、どれぐらいの省エネにつながるのかなど、行動目標のところにも記載をしておりますが、そうした普及啓発と情報提供の取り組みについて記載をされております。

一方で、事業所向けにつきましては、25ページ、26ページと、まず事業所が設備などを導入しようとする考え、実際に行動に移す動機づけとなるような普及啓発の工夫、わかりやすい情報提供について記載されております。25ページの中ほどには、エコアドバイザーによる省エネ診断や具体的な省エネ対策の提供、また25ページの最後の段落のあ

たりには、社員向けの省エネ手法の研修などを実施しまして、省エネ行動を強化することを記載されております。

26ページには、省エネルギーの設備改善ということで、こうした省エネの設備等の対策については、やはりインセンティブとなる制度設計が必要でありまして、国において省エネルギー施策を充実して、実際に事業所が省エネ技術を導入するというような、具体的な成果に結びつけていくことが重要である。そのために、国による法規制、税制、助成制度の情報提供に加えて、最新の技術などの情報をわかりやすく提供していくことを記載しております。

30ページから行動目標について具体的な取り組みも記載しておりますが、このたび県民や事業所を対象とした行動実態調査を実施しておりますが、その結果を資料の5で取りまとめております。

資料の5は、5-1から5-5までございますけれども、まずは資料の5-1を見ていただきまして、ここには調査結果と行動目標の設定の考え方を記載しております。県民対象の調査は回答者が743人ございました。行動レベルの設定というのは、(2)の1)のところで記載しておりますが、回答の中で、はい、そして時々と答えられた世帯の割合を行動レベルとして算出しております。その割合をA、B、Cの3つのレベルに分類して、低い行動は引き上げて、既に行動レベルが高いものは現状維持をしていこうと。それから、行動実態調査の中では、同居している家族の構成人数、またそれぞれの年代、そして日中に家にいる頻度を調査しました。この結果に基づいて単身また高齢者、子育て世帯に分類して、その世帯数はその2)のア)のところに記載している世帯数です。

資料5-2のA3縦を見ていただけますでしょうか。カラーの表でございます。左側のところに省エネ行動の項目が並んでおります。これ49ございます。この49の行動項目それぞれに、単身世帯、高齢者のいる世帯、子育て世帯など各世帯と、またそれぞれに日中家にいる頻度ごとにデータの記載をしております。この49の項目で青い色の帯グラフがその項目の右隣にあると思いますが、この割合が調査回答の中のはいと時々と回答された世帯の割合です。例えば、左の欄の最初に記載していますが、15と書いてあって、利用していない部屋の照明は小まめに消すというのは96.5%です。以下、行動レベルが高い順に記載をしております。また、単身世帯、高齢者世帯、子育て世帯のそれぞれをごらんいただきますと、青い帯と赤い帯で色づけをしています。青は全体の割合と比較して高いポイントとなった項目です。取り組みが進んでいる項目と言えます。一方で、赤い帯

は全体の割合と比較して低いポイントとなった項目で、取り組みの程度が低いものでございます。この取り組みの程度が低い項目、つまり赤い帯の項目のうちそのポイントが10%以上の場合、その対象世帯を特に行動を促進する世帯として設定しております。また、行動レベルが40%未満の項目、いわゆる低いレベルの場合は、表でいきますと下から5つ目までの項目です。一番下がパソコンの電源オプションの見直しをするので、5番目が野菜の下ゆでには電子レンジを活用するというところでございますが、この5つ目までの項目はレベルが低いため、全ての世帯を特に行動を促進する世帯に設定をしております。

資料5-4をごらんください。同じくカラーの、今度はA4横のグラフでございます。これは事業者を対象にした行動実態調査をまとめたもので、全体で696から回答がございました。主な業種、業態ごとに行動実態の結果を記載しております。ただ、この表の枠外に記載をしております凡例のところ、クリーム色に色づけした項目、これは設備面の項目のために設備の取り扱いなど運用改善による省エネ行動の目標の設定からは除いております。また、濃いクリーム色は、運用面の項目ではありますが、投資を伴うために同様に行動項目の設定からは除いております。また、点々の網かけの項目ですが、21、これ項目がございしますが、どの業種、業態においても共通して取り組むことが可能な行動であると考えまして、全ての業種、業態が優先して取り組む省エネ行動として設定しております。

検討報告書案のほうにお戻りいただきまして、30ページをお開きいただきますと、こちらのこれは家庭ですが、一番右側の欄に特に行動促進する世帯として対象世帯を記載しております。事業所においては39ページから、やはり一番右の欄に、先ほど言いました優先的に取り組む省エネ行動として丸を表示しております。

最後に、47ページから、家電等に関する情報提供例の中で、特に住宅あるいは建築物の断熱性について詳しく記載をしております。以上でございます。

○【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明ございましたけれども、どの項目からでも結構ですので御意見を頂戴したいと思います。どちらからでも結構です。どうぞ御自由をお願いいたします。

それでは、委員さん、お願いします。

○【委員】 最初の第1回からずっと私、木質バイオマスについて発言してきましたんですけども、まさに島根県は森林県であるにもかかわらず、私のような意見は少数意見でございます。だから、最初に発言するのを控えていたんですけども、なかなか発言が生まれ

るので申し上げさせていただきます。

まず、本論、資料1-1の18ページですけれども、県内の林地残材の約8割が消費されてるために、新たに大規模な木質バイオマス発電の増加は見込めないという、こういう理由から大規模をやるべきではないということではなくて、大規模にすればするほど電気だけじゃなくて熱も事業として並行してやっていくべきな事業でございます。だから、大規模はやるべきではないんであって、このほとんど大規模をやって材料が集まらないということは、現に新聞記事でありましたように、3万8,000トンも浜田港にPKSを入れたということからわかるんですけれども、電気だけで事業をやろうとするから事業が成り立たないと、そのしわ寄せを森林業に100%押しつけて、このくらいの値段で持ってこいというから集まらないんです。森林県である以上、リーズナブルな価格を提示すれば必ず集まるわけです。

ついこの前、NHKの「クローズアップ現代」で報道されておりましたように、ドイツも同じ失敗を繰り返して、今は小さい村々で小規模の発電をやっていくと。こういうことを情報として入手できたから農水省林野庁が発言をして、恐らくFIT買い取り制度が2,000キロワット以下であれば40円に逆に上がったのだと。今から日本もそういうふうにかじ取りを変えていこうという時代になったにもかかわらず、18ページはこういう表現にとどまっておるといことは、非常に残念でございます。

それから、パブリックコメントの13ページにもこの考え方、対応が述べてありまして、この真ん中の市町村が小さな単位で集荷し、温浴設備等で熱利用する取り組みも始まりと、これこういう表現ですから具体的に始まったのだと思いますけれども、こういう方向こそが今後再生可能エネルギーの進むべき方向ではないかと。

この2カ所について申し上げさせていただきましたけれども、再度申し上げますように、この表もどこかにありましたように、太陽光とか風力の稼働率は6分の1、12%から14、15%ぐらいですので、こういうのは事業としてペイするはずがないと。ただ、ほとんど公共事業としてやられておりますので、私がとやかく言うことではないのですけれども、減価償却が15年終わったら徐々に利益は回収されますが、民間でそういう事業は考えられないことではございますが、太陽光も反対ではございません、そういう非常に投資効率は悪いですが、やっていくべき項目ではあると思います。ただ、これだけ森林資源に恵まれておる島根県がそっちのほうにシフトするということは、私はおかしいと思っております。以上でございます。

○【委員長】 ただいま委員さんから意見いただきましたけれども、今回は最終の委員会で、委員会から出された御意見につきまして、これを検討して報告書に反映すべきかどうかというような議論が必要になります。

ただいま委員さんの御意見にかかわりまして、フォローする意見、あるいは反対する意見等がございましたらお願いしたいと思います。

○【委員】 最終回ですから、変えてくださいと申し上げているのではないです。意見として申し上げたということです。

○【委員長】 はい、わかりました。

○【委員】 先ほどの森林のチップの件が出ておりましたが、昔はそのチップをつくって山パルなんかで使っていたんですね、みんな。だから、石見のほうは相当チップの業者がいたんですよ、やっぱり。ですから、チップ業者を、逆に言うならば、県なり補助金を出して育てるっていう方法があるとバイオマスなんてものもいわゆる生きてくるだろうし、また、県内に入っている大手の業者にチップを使った熱源を使うように指導することができないかなという感じもいたします。ですから、昔は相当チップ業者がおりましてね、チップとってどんどんどんどんやとったんですよ、昔、今はおりませんが。案外そういうことやると、今後は若い人が入ってきてチップ業者なんかになったりしてそういうバイオマスも持っていくとか、ああいう道があくんじゃないかという気がいたします。私の感想ですけども、本当。

○【委員長】 ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

○【委員】 ちょっといいですか。

○【委員長】 はい。マイクを後ろから。

○【委員】 欠席が多くて、たまに出てちょっと発言もいかがかと思いますけど、私、森林組合連合会の会長でございますが、木質バイオで先ほど委員さんのおっしゃったことのちょっと意味がもう一つわかりかね、理解ができなかったんですけども、どういうことですか。大規模な発電をすべきだということですか。それと価格のこととかおっしゃった。はい、ちょっと。

○【委員】 済みません。私の発音が悪かったじゃないかと思えますけれども、大規模はやるべきではないということでございます。

○【委員】 大規模ですか。

○【委員】 ええ。まず、大企業が入ると必ず大規模をやろうとします。それも理由がございまして、大規模、数千キロワット、5,000キロワット以上ぐらいでないと発電効率が極端に落ちるんです。小規模になればなるほど落ちてきますので、大企業はそういうことはやりません。ただ、小規模発電でも最近ドイツを中心にガス化発電というのが非常に普及しております。日本では大規模のガス化発電をずっとやってきたのですが、先ほどチップの話が出たのですが、チップの値段が安いものですから、非常に水分が高いのにチップで発電したんで温度が上がらなくてタールとか木酢酸というのが出まして長期運転ができないと、ことごとく失敗しております。ドイツは15%以下、できれば10%以下の水分の、そこまで乾かしますとチップでもペレットでもいいそうですけれども、今日日本各地でデモの研究会があつておまして、3月18日も郡山でありますので、私、出かけてきますけれども、そこが違うんで、ドイツの技術は間違いじゃないと思いますが、今から日本で普及していくと思っております。ドイツ、ヨーロッパは、小さな村々に小水力発電、小規模バイオマス発電、その村々で独立的に事業体をつくって成功しているのですね。何人かの委員さんにも、私、資料をお配りしたのですが、そういう成功例はいっぱいありますから、私は今から島根県の小さい村々でそういうことを始めればいいと、現にパブリックコメントの13ページにそういうふう書いてありますので、これが私は一つの光ではないかと思っております。よろしいでしょうか。

○【委員】 実は私もNHKの「クローズアップ現代」見まして、ドイツで大規模のあれをつくって何か難しかったということですが、今、島根県で2つこういった規模ができるということについてはどういうふうにお考えになつての発言かなということ。価格のことについては、我々も今一番の課題は、供給が持続的に永続的にできるかどうか。山に資源はたくさんありますけど、原木、チップ、そして納めなきゃいけないけど、これは価格もファクターの重要な一つですけれども、安定的な供給ができるかということ。最大の問題として認識はしておるんですけれども、この段に至って、その2つの島根県の江津と松江の発電所についてどのようにお考えなのか。これはもうちょっと小さいやつを、今言っても始まる話じゃないですけれども、ちょっとその辺をお聞きして終わりたいと思いますが。

○【委員】 それこそ、私みたいな一個人がコメントする立場ではございませんけれども、御質問がありましたから申し上げますと、大体スタートが間違っていると。電力だけでもうけようとするから無理がいて、何回も申し上げました、石炭が大体トン当たり今ち

よっと安くなって7,000円、8,000円です。カロリーで換算しますと木質バイオマスは半分以下だもんですから、やっぱり3,000円か4,000円で持ってきてくださいというのが使う側の論理です。そういうのは合うはずがないです。

一方、本当に真面目にこういう事業をやろうとしている人たちは、委員長も第1回か2回目でおっしゃったように、コージェネの複数エネルギーを使うべきだと、お湯が大量に出てまいりますんで、これを使うともっと買い取る間伐材、林地残材も上げていいのです。そういう知恵がなかったのかどうか知りません、甘く見ていたのかどうか一方的にそういうことばかりするものですから、コストが合わないために集まらないということでPKSを入れると。PKSを入れたら買い取り制度が安くなりますから、二十数円だったと、そんなこと始めると企業はますます苦しくなりますから、私が経営者であればそういうことは決して許しませんということで説明をやめさせていただきたいと、個人的な意見でございます。

それから、実際、製材をやられた方はおわかりだと思いますが、自分ところから出ます製材くずですね、これを使ってボイラーを燃やして製材、板を乾燥されますけれども、冬場になったらエネルギーがぐっと落ちてしまいます、水分が高いですから。そういうときに、今チップを使う発電は本当に定額の発電能力が出るのかどうか。聞くところによると、某所のほうにはヤンマーディーゼルが資本を入れていると聞いておりますけど、ヤンマーの技術もよく私調べました。これ、そういうときに重油を炊きますから、こういう技術はだめだと、私はだまされずにそういうのは排除いたしました。そういうもろもろのことがあります、第2回目の委員会でそういう業者を呼ばれて、御説明会があったんですけども、私がチップは乾燥されますかという質問いたしました、議事録も残っております。コストアップのためにそういうことはいたしませんと言われたので、これはもうだめだなど、それ以上、一切私は質問はいたしませんでした。本当のコメントはできませんけれども、断片的なお話しにとどめさせていただきましても、以上でございます。

それと新聞では、ことしの4月から稼働するというふうに出ておりましたけど、大幅におくれているのかと思います。もろもろの問題点がわかってきたじゃないかと思えますけれども、それは私の推定でございます。以上でございます。

○【委員長】 委員さんの御発言ですが、あくまでも意見ということでよろしいんでしょうか。

○【委員】 はい。とやかく私は言える立場では、私の個人的な意見でございます。

- 【委員長】 はい、わかりました。
- 【委員】 個人的な意見も議事録に残されるのですか。
- 【委員長】 今の、いえいえ個人……。
- 【委員】 個人的な意見も議事録に残すのですか。
- 【委員長】 残ると思います。
- 【委員】 それはおかしいと思います。ここで発言されたものはあくまでも委員会としての、委員の意見ですので、議事録に残すのでしたら個人的な意見は省かれるべきだと思います。
- 【委員長】 いや、委員個人としての意見じゃないのですか。
- 【委員】 委員としての私の意見です。
- 【委員】 そしたら、じゃあ、御質問が。
- 【委員長】 今の関連ですか。
- 【委員】 はい。今委員がおっしゃったコジェネの熱電供給ですけども、ドイツの熱電供給と日本における熱電供給の差がわかってそういう御意見をされるんでしょうか。熱っていうものはヒートトランスファーで生み出すものですが、それに対してドイツっていうものがどういうふうに供給しているのか、それを今ここで委員さんが、それは熱をどういう形で、何度ぐらいで、どうやって、どういう手段で供給されているのか、それがなくて単に発電だけをして、それは本当に絵に描いた餅になってしまうのですが、そこはスチームですか、それとも熱水ですか、それともどうやって何度ぐらいのものを、パイプラインですか、補助熱源として何を持って来られているのでしょうか。
- 【委員】 大変御立派な御指摘でございます。そこまでちゃんと具体的にしないからいけないんであって、ドイツは行って見たわけじゃないのですが、私たちが企画しておりますのは、まず、例えば、私、今活動しております隠岐の島のディーゼル発電では非常に高温の排ガスが出ます。それでまず発電をもうちょっとやります、お湯にしてしまうのではなくて。それから、木質バイオマスのスチーム発電は、これはもうお湯しか出てきませんのでお湯を使っていくということでございますが、その高温水でも、あるメーカーがバイナリー発電という有機物の媒体を蒸気に変えてやる発電がありますが、徹底的に電気にはしていきません。その上で、それでも温水が余りますので、ある程度の集落があったら、今おっしゃったように、従来の鉄管で保温するようなのは非常に値段が高いものですから、プラスチック配管というので非常に断熱性の高い配管がございます、これをめぐらせて家

庭に給湯するようなシステムをつくり上げるべきです。ドイツで非常に小さい村で成功しておるといのは、そういう熱をタンクローリーで運んでもいいですし、非常に狭い範囲で給湯システムをつくってもいいわけです。ところが、余りにも大きくなると大体1万キロワットだったら2万キロワット相当分ぐらいのお湯が出ますので、これはもう使い道がないと、どんなにしても。しかも、送配電線のことを思うと、やっぱり山の中でやったほうがいいんです。山の中でやればやるほどお湯が使いにくくなると、そういう意味を含めて小さい集落でやるべきだと言っているわけです。ただ、今さら大きいところはじゃあだめかということではなくて、その排熱を利用した、ドイツではORCという、日本ではバイナリーですが、同じような有機物の媒体でやる発電がございいますから、これも相当普及しております。私は、ぜひ私の話を聞くだけじゃなくて、ヨーロッパまで行って見てきていただきたいと思いますし、私もできたらことしの夏見に行く予定でございいますけど。

○【委員】 済みません。非常に余りに現実的ではないです。熱っていうものは、そんな本当に熱力学第二法則って言って必ず捨てなきゃいけない排熱が出るんですよ。それで、高い熱であれば高熱のほど早く冷めます。それをタンクローリーで温水を回って、どんなタンクローリーで回すのか、そんなことは無理ですし、熱だとしたらスチームで回すのが一番効率的にはいいです。でもそうすると、数百度っていう熱水を、スチームをつくらないけません。委員のお考えですと余りに日本において非現実的なのと、ドイツと日本が一番違うのは、ミュンヘン・サッポロ・ミルウォーキーって言ってドイツってやっぱり緯度が高いんですよ。だから、冷房じゃなくて暖房使用が多くて、なので熱の利用っていうものが多いんですけど、日本はそれほどまだ四季があるので中間期と夏は熱をそんなに使わないんです。なので、もうちょっと現実的なお話とか供給のお話とか考えたときに、木質バイオマスってことが小型でいいのかどうかっていうものは、ぜひ地域のものでございいますので、それだけのインフラをかけてやるかどうかっていうのはもう少しお考えされたらいいと思います。

○【委員】 地域ごとにこういうことは考えるべきだと思いますね。それから、タンクローリーで保温ができるのはどこでもありますし、温度は80度、90度ぐらいでも幾らでも出ますので、10度、20度下がるかもしれませんが、そのあたりはまたFRPの保温性のいいタンクなんかをそれぞれにステーションとして、水道も固定的にタンクがありますように、そういうシステムをつくることができると思いますし、そういうことがややこしいからできないと思っているから、いつまでもバイオマス発電は私はできないと思

ます。

○【委員長】 まだまだその木質バイオマス熱利用に関しては、御意見あろうかと思いません。ここで述べられているのは、その木質バイオマス発電に関しての計画、目標設定の考え方であって、木質バイオマスの中小の熱利用に関しては、パブリックコメントへの対応として述べられているとおりであろうと思います。それが、地域分散的なエネルギー利用の一つとしては非常に重要なものではあると思いますけれども、ここでは、この計画書の中では木質バイオマス発電に関してこういうような表現がなされているというようなことで、ここはまとめさせていただきたいと思うのですけれども、事務局のほう、いかがでしょうか。

○【事務局】 木質バイオマスの活用に関しては、8ページのところが発電、それから計画書11ページのところで熱利用と両方書いております。既に県内で大規模な木質バイオマス発電2カ所、設備認定を受けて工場の建設もほぼ完成に近づいている状況の中で、それらに県内の豊富な森林資源をうまく供給体制を整えることで、地域に雇用を生み地域の活力につなげていこうという狙いをまとめておるのがこの計画の発電の部分でございますし、委員の御指摘にもありましたような地域の小さいところで使ったほうがいい、いわゆる熱利用の部分というのも当然重要であろうと考えておまして、そういった温浴施設等でのバイオマス熱利用というところも当然進めていく必要があるという考え方から11ページにまとめておりますので、そういった前提でこの計画書案の事務方としてはまとめをさせていただいたところでございます。

○【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、木質バイオマス熱利用に関しては、今の御説明がございましたので。

○【委員長】 木質バイオマス、はい。

まだ御意見があるそうですので、済みません。

○【委員】 この再生エネルギーで産業振興というプラスがついておりますよね、やっぱり。そうすると、木質バイオとチップ業者っていうのは非常に大きな将来性があるんですよ、逆に言うと。ですから、木質バイオを中心としてもいいし、またチップをつくる業者を含めてそれに組み込んで、将来の方向としてやっぱりそういう業者を育てていきながら将来が広がっていくのだという。今見ていますと、太陽光発電なんてほとんどもう値段が決まってくるからできないし、水力発電もそういういい適地がない。それと、今度は地熱発電もなかなか難しい。最後の木質バイオの関係と、この森林資源を使ったエネルギー

確保どうするかって問題になりますと、その辺に一つやっぱり何か視点を当てながら、チップ業者の育成とかなんか含めて、そういう入れていくっていうのが一番いい方法じゃないかと思いますが、いかがでしょうか、私の意見ですけど。

○【委員長】 はい。

○【事務局】 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。私の説明が、先ほどちょっと足りないところもあったかと思いますが、バイオマスの活用によって山元にお金を落とししていく部分、それから、そこで従事される方々、これは山で木を切る方だけではなくて、それを流通させていく、そしてチップにさせていく、そういった部分全部つながっております。それらが有機的に互いにいい影響を与えながら、全体として、林業もですし、再生可能エネルギーとしての活用というのがいい方向に向かっていく、そういったものをイメージしながらの、この計画書作成作業を進めさせていただいたところでございます。

○【委員長】 それでは、別の面から御意見ございましたらお願いしたいと思います。

○【委員】 大した意見じゃないんですけど、省エネのこの資料の5-4っていう見開きの行動レベルについてのアンケートがありますけど、この項目の下のほうを見ていると、下だけじゃないんですけど、省エネとは関係ない再エネを入れていますかとか全然別の項目も聞いていて、あるいは温暖化対策のセミナーは出ていますかとか、必ずしも省エネとは限らないわけで、このアンケート設計そのものがひどいなというのがまず一つですけど、その計画に上がっているやつを見ると、確かにそういうひどいなという質問は全部どけてまともな項目が上がっているんですけど、これ何のために聞いたのがちょっとわからなかったっていうのが感想ではあります。

あと、逆にこれをせっかく、企業にとってみれば、僕も企業やっているのでわかりますけど、アンケート調査って単なる面倒くさい調査でしかないので、このやった結果フィードバックというか、何かメリットがあったっていうことについて、行政側も行政サービスの一環としてやってほしいなというのが感想で、特に自分とこの経験によると、やっぱり省エネする手だてに限りがあるというか、省エネ指導員とかの人に来てもらうんですけど、非常に一般的な指導しか受けられなくて、我が社の場合どれですかみたいなことについてはほとんど相談に乗ってもらえないというのが現実ですね。確かに、そういうことを商売にするESCOみたいな仕事があるので、そういう人の邪魔をするつもりはないんですけど、やはり県内中小企業が多分多いと思うので、そういうところに対しては実際に省エネをするときの手だてをもう少し詳しく教えてあげられるような情報提供とか、行政その

ものはできないかもしれないけど、そういうのはコンサルを使えばある程度助成が出るとか、そういったことにこれがつながったのだというのがあると、また次からのフォローアップも、じゃあ答えておこうかなっていう多分気になると思うので、ちょっとその辺に配慮していただければなというのが感想です。

○【委員長】 委員さん、今のは感想ということですか。

○【委員】 報告書を変える必要はないと思うのですが、この資料の、さっき最初に言った見開きの点で、僕みたいに細かく見ている人がいるかどうか知りませんが、いたら何でこんなこと聞いたんですかちゅう答えは用意しておかないといけないということと、もう一つの後半のほうのお願いは、予算だとか今後やっていくアクションの中で示していただければっていうことであります。報告書とは関係ないです。

○【委員長】 わかりました。ありがとうございました。

ほかの側面で御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思いますが。

○【委員長】 はい。よろしくお願いします。

○【委員】 いろいろとここまで御努力、本当に敬意を表したいと思います。

市町村長の立場で、言葉の問題でちょっとお願いといいますか、19ページですけども、これは検討報告書案であります。私は町村という立場であります、県の責務というのがまず上にある、計画の推進でありますけども。市町村の役割と次あるのですけども、私は少なくとも我々のほうにも役割ということではなくて責務というような感じがするのですけども。県はかなり責任を持ってやるという、非常に責務という言葉が使われているわけですが、だけど、我々にとってまさに率先してやらなきゃいけない大きな命題でありますので、役割という形で存在するのではなくて、県と一緒にあって島根県のために、再生エネルギーのために発展させていくという意味では、やっぱり市町村も責務というのが私は言葉としてふさわしいんじゃないかな。しかも、努めるということではなく、努めるんでしょうけども、もう少し責任を持って努めるといいますか、積極的に努める、そういうぐらいの市町村の覚悟が私は必要ではないかなと思っていますので、言葉をもう少し変えていただいたらと思うのですが、きょうは市長会の松江市長さんもいらっしゃいますけども、私は町村の立場としてはそんな感じを受けるわけですが。

○【委員長】 ありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、委員さん、いかがでしょうか。

○【委員】 多分遠慮しておられるじゃないかと思います。条例なんかを見ましても、県

の責務ってというのはありますけれども、市町村の責務とかっていうものはないわけですが、これは条例の性格上、市町村を縛るような条例を県がつくるっていうことはこれはできないだろうということで多分そうなっていると思います。この計画そのものも、これは県がつくる話ですので、またいずれこれは市でも町村でも多分これを一つのたたき台にしてつくられると思いますので、つくっていくべきだと思いますが、そのときには当然市町村の責務っていうか、それは当然やるべきじゃないかなと、そういうふうに思っています。

○【委員長】 そうしますと、委員さん、いかがでしょうか。今そういう御意見がございましたけれども。

○【委員】 気持ちを申し上げたんで、やっぱりこれは町村でも条例等も含めて、何かもっと責任ある行動をとっていかなきゃならないのかなと、今感じたであります。結構です。わかりました。

○【委員長】 では、事務局のほう。

○【事務局】 本日置かせていただいております県の条例でございますけど、ちょっとこの経過を申し述べさせていただきます。

本年の2月定例県議会の初日に、県議会議員全員による認定案で上程されまして、同日全議員の全会一致で可決されたものでございます。その中で、先ほども御紹介いただきましたが、県の責務は述べられておりますが、市町村の責務という形のものはありません。これは地方分権一括相応以降の流れとして、県と市町村は対等協力の関係、お互いパートナーだということで、県のほうから市町村を縛るということはやはり慎むべきだということろがずっと流れております。先ほど委員のほうからいただきましたお気持ちというのは、県としては非常にありがたく思っております。この計画案の中に書いております県と市町村連携して取り組むということで、先ほどのお言葉を非常に心強く受けとめさせていただいて、計画最終案としてまとまりますれば、県としてもこの表現どおり市町村と一緒にあって取り組んでまいりたいという考えでございます。

○【委員長】 それでは、ほかに、ほかの面で御意見がございましたらお願いしたいと思います。

委員さん、お願いします。

○【委員】 済みません。県に御質問ですが、いろいろ再生可能エネルギーについて補助金を出されますが、補助金出した後、国は必ず後調査が入って、補助金導入前、導入時、導入後、多分3年ぐらい出して、本当にその効果があったかどうかを調べます。その調べ

た中で一番費用対効果とか、いろんな特性の効果があつたところの施策について横展開するみたいなことをよくやるのですけども、県のほうでもそれをされるのでしょうか。

○【事務局】 委員長さん、よろしいでしょうか。

○【委員長】 はい、お願いします。

○【事務局】 県におきましても、今回熱利用に関しましては、特に太陽熱であつたり地中熱であつたりエネファームであつたりということについて、モデル的に導入を図るためにやってみるといふことをございますので、当然、やった結果がどうであつたのかということについてはまた聞き取り等させていただいて、どういう施策が一番有効なのかということについては検証しながら、次の年度以降においてどういうことに取り組んでいくかということにつなげていきたいというふうに考えております。

○【委員長】 はい。

○【委員】 多分個人の住宅は別として、施設に熱利用の補助金を出される場合、必ず熱付加計算書っていうのもつくらせて出していただくと、シミュレーションで幾ら幾らというのが最初に出まして、それで実際に導入後に実測値としてどれぐらい出てくるか出ますので、実質的なCO<sub>2</sub>の削減っていうものがネットで出てくると思われますので、2つのものが今なかなか、NEDOさんは結構厳しくてあつたんですけども、何かそういうようなものがないと計算上と実績値との差がなかなか把握できにくいてことになると思ひます。

○【委員長】 事務局のほうでは、今の御意見については特によろしいですか。

○【事務局】 ありがとうございます。県のほうもこの再生可能エネルギーあるいは省エネルギーに関する施策のみならず、あらゆる施策において効果の検証、PDCAというものは回してまいりますので、そうした中で今回予算化したものについて引き続きやっていくのか、あるいは縮小するのか拡大するのか、あるいは別の手法があり得ないのかというのは常に考えていかなければならないと思ひております。そのためにも、それぞれの補助事業者のほうから状況を聞いていく必要があると思ひますし、先ほど御紹介いただいたような技術的に非常に専門的な部分、我々も不承知なところがございますが、これからも御指導いただきながら取り組んでいければというふうに思ひております。

○【委員長】 それでは、ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

それでは、大体意見も、まだございませつかもしれませんが、一応出尽くしたというようなことにさせていただきますので、このあたりでまとめたいと思ひます。

今いろいろな御意見をいただきましたけれども、特に木質バイオマスの熱利用についてはいろいろ御意見いただきましたけれども、基本的には熱利用については11ページに書かれていますし、それから目標値の設定としては19ページのバイオマス発電というようなところで書かれておりますので、この検討報告書案で大筋問題ないのではないかなと思っております。

そうしますと、この検討報告書につきまして、このままで修正なしということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは、皆様からの御了解をいただきましたので、このまま修正なしということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは、この検討報告書で知事に提出させていただきたいと思っております。

この検討報告書の決定をもちまして、この委員会に課せられた任務を終了したわけでございます。この委員会は7月から始まりまして、きょうまで合計7回、約9カ月にわたる委員会でしたけれども、委員の皆様、大変御苦労さまでした。

それでは、事務局のほうへ司会をお返しいたします。

○【事務局】 ありがとうございます。

それでは、ただいまこの委員会としての検討報告書を決定いただきました。この場におきまして、委員長から知事へ検討報告書を手渡ししていただきたいと思います。と存じます。

今、事務局が報告書をお持ちいたしますので、委員長、前のほうにお願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、最後に知事から委員の皆様にお礼を申し上げたいと存じます。

○【知事】 皆様方には、きょうまで7回の会合を開催され、さまざまな角度から御議論をいただき、検討報告書を先ほどおまとめいただいたわけでございます。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

検討報告書では、島根の地域的な特性といったようなことから、国のエネルギー政策の動向などさまざまな点に配慮し、島根に合った再生可能エネルギーと省エネルギーについて、今後の大きな目標、そして個々の施策の具体的な内容までおまとめいただいております。私どもといたしましては、この検討報告書を受けまして、来年度、早い時期に県の計画として正式に決めたいと考えております。

今後、国におかれましては、エネルギーミックスや温室効果ガスの削減目標が示されるとされており、また平成28年には電力の小売全面自由化が予定されているなど、こうし

た国のエネルギー政策において大きな変化も今後出てくるものと思われま。これに  
まして、検討報告書における目標設定などの前提となっております諸条件や、あるいは重  
点を置くべき分野も変わる可能性もあると考えております。

他方、この委員会におかれましては、検討報告書をおまとめいただき、3月末で終了す  
ることとなっておりますので、県としましては、計画の進行管理等について御意見をお伺  
いする場を新たに設け、必要に応じ計画のフォローアップを行っていきたくと考えておる  
ところでございます。

県としましては、来年度からこの検討報告書で示された方向性を踏まえまして、計画の  
推進に努めてまいります。

皆様方には、本当に長期間にわたり熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございます。  
心より御礼申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○【事務局】 それでは、以上で会議を終了いたします。皆様、本当に長期間にわたりあ  
りがとうございました。お礼申し上げます。